

犬及びねこ引取り手数料導入のお知らせ

平成20年10月1日から、飼い主のいる犬及びねこについて保健所へ引取りを依頼する場合には、飼い主責任の明確化や受益者負担等の観点から下記のとおり手数料が必要になります。

犬やねこをはじめとして、ペットを飼う際は、最期まで責任を持って飼えるかなど、将来にわたった計画を立てたうえで飼うようにしましょう。

記

1 手数料の額

(1) 犬

ア	生後91日以上1頭につき	2,000円
イ	生後91日未満1頭につき	400円

(2) ねこ

ア	生後91日以上1匹につき	1,000円
イ	生後91日未満1匹につき	200円

2 手数料の納入方法

- ・ 所定の申請書に県証紙を貼付して納入。
- ・ 証紙の販売場所については下段に記載してあります。

3 引取場所

- ・ 最寄りの保健所（事前にご相談ください）

4 収入証紙販売所

- ・ 天草警察署
- ・ 上天草市警察署
- ・ 天草地域振興局
- ・ 天草保健所 など

5 問い合わせ先

- ・ 天草保健所衛生環境課（電話：0969-23-0172）

犬やねこを捨てることは**犯罪行為**です。
法律により処罰（**50万円以下の罰金**）されます。

